

広島県告示第四百十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年四月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人きぼう	呉市焼山中央五丁目一番二八号	ワークサポート希望の家	呉市焼山中央五丁目一番二八号	平成一八年一〇月一日
社会福祉法人みのり会	三原市宮浦四丁目一〇番一〇号	みのり作業所	三原市宮浦四丁目一〇番一〇号	平成一八年一〇月一日
特定非営利活動法人さざなみ	尾道市因島田熊町三九二番地二	オレンジ作業所	尾道市因島田熊町三九二番地二	平成一八年一〇月一日
特定非営利活動法人ローズマリー	尾道市瀬戸田町福田八六四番地四	しまなみ瀬戸田夢工房	尾道市瀬戸田町福田八六四番地四	平成一八年一〇月一日
社会福祉法人大崎福祉会	豊田郡大崎上島町沖浦一五三九番地一	ふれあい工房	豊田郡大崎上島町大串三〇三二番地二	平成一八年一二月一日